

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）について（概要）

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

1. 改正の趣旨

- 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項及び第 2 項において、「毒物」及び「劇物」を、法別表第 1 及び別表第 2 に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のものをいうと定義されている。また、法別表第 1 及び別表第 2 において、それぞれの表に掲げる物のほか、それぞれの表に掲げる物を含む製剤その他の毒性又は劇性を有する物であって政令で定めるものについても「毒物」及び「劇物」に含まれると規定している。
- 薬事・食品衛生審議会の答申（令和 4 年 11 月 16 日）を踏まえ、新たに 1 物質を「劇物」に指定するとともに、2 物質を「劇物」から除外するため、毒物及び劇物指定令（昭和 40 年政令第 2 号。以下「令」という。）について、所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

- (1) 次に掲げる物を新たに「劇物」に指定する。
 - 3-アミノプロパン-1-オール及びこれを含有する製剤。ただし、3-アミノプロパン-1-オール 1%以下を含有するものを除く。
【CAS 番号 156-87-6】
- (2) 次に掲げる物を「劇物」から除外する。（除外する製剤の含有割合を 10%以下から 15%以下に改める。）
 - 2-イソブトキシエタノール 15%以下を含有する製剤
【CAS 番号 4439-24-1】
- (3) 次に掲げる物を「劇物」から除外する。
 - 四酸化ニアンチモン及びこれを含有する製剤
【CAS 番号 1332-81-6】
- (4) その他所要の経過措置を設ける。

3. 根拠条項

法別表第 2 第 94 号及び第 23 条の 5

4. 施行期日等

公布日：令和 5 年 5 月 25 日（予定）

施行期日：令和 5 年 6 月 1 日（予定）

ただし（2）及び（3）は公布の日